

令和6年度

包括外部監査の結果報告書
(概要版)

「教育に関する事務の執行について」

令和7年1月

三重県包括外部監査人

公認会計士 大島 嘉秋

目次

第1	包括外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	事件を選定した理由	1
4	外部監査の対象部局	1
5	外部監査の対象期間	1
6	外部監査の実施期間	1
7	外部監査の方法	2
8	包括外部監査人補助者	3
9	利害関係	3
第2	監査対象の概要	4
1	対象事業一覧	4
第3	監査の結果と意見（総括）	6
1	学校教育の充実	7
2	教職員の人材確保	9
3	働き方改革の推進	11
4	学校教育に関する不適切な事務の執行	13
5	学校諸費等の取り扱い	19
6	指摘・意見一覧	22

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

教育に関する事務の執行について

3 事件を選定した理由

人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展、地球規模の課題、子どもの貧困など社会経済的な課題、地域間格差など地域の課題、社会のつながりの希薄化など、さまざまな社会課題が存在する中、教育の重要性は一層高まっている状況である。

県の教育費は、令和6年度当初予算において、1,678億円と歳出全体の21.0%を占めている。

県は、「みえ元気プランで進める7つの挑戦」として、「6次代を担う子ども・若者への支援・教育の充実」に取り組んでおり、「三重県教育ビジョン」において、来るべきこれからの時代において、子どもたち一人ひとりが明日への希望を持ち、それぞれの花を大きく咲かせてほしいという想いを込め、5つの基本施策を推進している。

また、包括外部監査としては、これまで監査の対象として教育に関する事務を取り上げられていない。

そこで、教育に係る事務の執行に関して、合規性、経済性、効率性、有効性及び内部統制の視点等を要点として監査を実施するとともに教育ビジョン実現への取組状況を検証することは、有用であると考え、監査対象のテーマに選定した。

4 外部監査の対象部局

教育に関する事務を所管する部署

5 外部監査の対象期間

令和5年度（自：令和5年4月1日 至：令和6年3月31日）

ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とする。

6 外部監査の実施期間

自：令和6年6月11日 至：令和7年1月28日

7 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

- ア 教職員等の給与等は法令、条例、規則等に基づき適切に処理されているか。
- イ 補助金、負担金、需用費、備品購入費及び委託料等の支出は、法令、条例、規則及び要綱等に基づき適切に処理されているか。また、これらの支出は効果的になされているか。
- ウ 教育財産の取得及び維持管理は適切に行われているか。
- エ 学校給食は効率的・経済的に運営されているか。
- オ 学校諸費等の徴収・管理は適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

- ア 学校教育に関する事務の概要を把握するため、ヒアリング及び関連諸法令、条例及び規則等の閲覧を実施する。
- イ 三重県教育ビジョンのうち、令和5年度に実施された取組に関する事務が適切に行われ、また、効果測定及び必要な連携が行われていることを確認するため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルチェックを実施する。
- ウ 学校教育に関する事務処理及び承認が適切になされているかを確認するため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルチェックを実施する。
- エ その他、包括外部監査人が必要と認めた監査手続を実施する。

※ サンプルチェックに関しては、各手続に関連する資料から無作為にサンプリングを行い、検証を行った。

8 包括外部監査人補助者

岩田 香織 (公認会計士)

伊藤 貴俊 (公認会計士)

工藤 明日美 (公認会計士)

仲 友佳子 (公認会計士)

田中 愛子 (公認会計士)

城野 沙織 (公認会計士)

左近 裕一 (公認会計士)

鍋田 悠介

安藤 祥平 (公認会計士試験合格者)

(行政経験者)

山口 麻未

9 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。
したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

外部監査を通じて発見した、指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、それぞれ、【指摘】、【意見】として記述し、それぞれの内容は以下のとおりである。

【指摘】 「法令や規則等に違反している事項、不当な事項等」

【意見】 「自治体運営の経済性・効率性・有効性、公平性、正確性を踏まえた結果、改善することが望まれる事項」

第2 監査対象の概要

1 対象事業一覧

対象事業は、【図表2-1-1】のとおりである。

【図表2-1-1】対象事業一覧

(単位：千円)

No.	細事業名称	令和5年度予算		令和5年度決算	
		本年度 事業費	本年度 県費	本年度 事業費	本年度 県費
1	高等学校運営費	2,378,820	2,295,410	2,330,870	2,248,496
2	特別支援学校運営費	523,602	523,302	504,215	503,095
3	校舎その他建築費	2,568,017	452,017	2,088,958	470,485
4	特別支援学校施設建築費	1,112,232	328,232	1,285,795	232,095
5	校舎その他修繕費	64,433	64,433	64,375	64,375
6	財産管理事務費	279,469	207,449	247,949	185,400
7	学力向上推進事業費	22,477	19,899	20,181	18,722
8	高校生等教育費負担軽減事業費	3,465,237	294,570	3,336,795	259,733
9	高等学校等進学支援事業費	137,197	12,783	112,118	▲ 9,561
10	教育改革推進事業費	10,982	10,982	2,437	2,437
11	学校情報ネットワーク事業費	322,648	286,998	429,809	288,926
12	教職員人事管理システム運営費	29,381	29,381	29,026	29,026
13	学校における働き方改革推進事業費	329,788	239,003	336,023	244,425
14	少人数教育推進事業※	-	-	-	-
15	総合教育センター管理運営費	55,048	54,962	55,983	46,345
16	高等学校学力向上推進事業費	33,036	19,025	30,685	42,230
17	実習船運営費	110,559	71,719	83,950	70,078
18	情報教育充実支援事業費	264,743	264,743	261,316	261,316
19	多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業費	39,284	23,161	37,370	20,899
20	進学奨励事業費	62,992	53,597	62,839	52,884
21	スクールカウンセラー等活用事業費	435,365	298,746	423,901	288,780
22	いじめ対策推進事業費	28,664	28,144	26,813	26,528
23	不登校対策事業費	53,947	37,892	50,000	31,585
24	特別支援学校スクールバス整備事業費	102,274	27,274	83,273	23,273
25	特別支援学校スクールバス等運行委託事業費	492,232	408,317	387,696	283,668
26	特別支援学校学習環境等基盤整備事業費	48,267	26,267	23,837	17,388

No.	細事業名称	令和5年度予算		令和5年度決算	
		本年度 事業費	本年度 県費	本年度 事業費	本年度 県費
27	特別支援学校給食調理・配送 業務委託事業費	300,824	300,824	255,621	255,621
28	特別支援学校就学奨励費	219,679	110,077	178,227	89,444
29	高等学校人件費	26,198,912	22,408,947	26,136,137	22,090,825
30	高等学校報酬等	1,085,424	1,081,054	1,108,386	1,095,829
31	教職員健康支援事業費	183,593	183,593	166,911	166,911
32	県立学校教職員健康管理対策 費	88,802	88,802	63,590	63,590
33	教職員退職手当	5,997,629	5,997,629	6,442,749	6,442,749
34	電算システム管理費	88,369	85,347	71,531	68,071
35	小学校教職員旅費	214,033	214,033	143,737	143,737
36	中学校教職員旅費	202,768	202,768	155,136	155,136
37	みえ子どもの元気アップ部活 動充実事業費	135,307	51,608	57,619	38,538
38	県立学校給食の衛生・品質管 理事業費	29,251	17,251	21,105	16,105
39	県立学校児童生徒等健康管理 事業費	58,689	58,683	53,570	73,362

※1 少人数教育推進事業費は、小学校人件費、中学校人件費に含まれる。

※2 No.9 高等学校等進学支援事業費の令和5年度決算本年度県費がマイナスとなっているのは、歳入の高等学校等修学奨学金返還金の令和5年度決算額が予算額を上回り、余剰分を事業費に充当したことにより、元々事業費の財源としていた県費が不要になったことによるものである。

(出所：教育委員会作成資料)

第3 監査の結果と意見（総括）

包括外部監査の結果、【指摘】15件、【意見】41件を識別した。

識別した指摘及び意見を領域に区分し、【図表3-0-1】のとおり整理を行った。

【図表3-0-1】指摘及び意見の累計

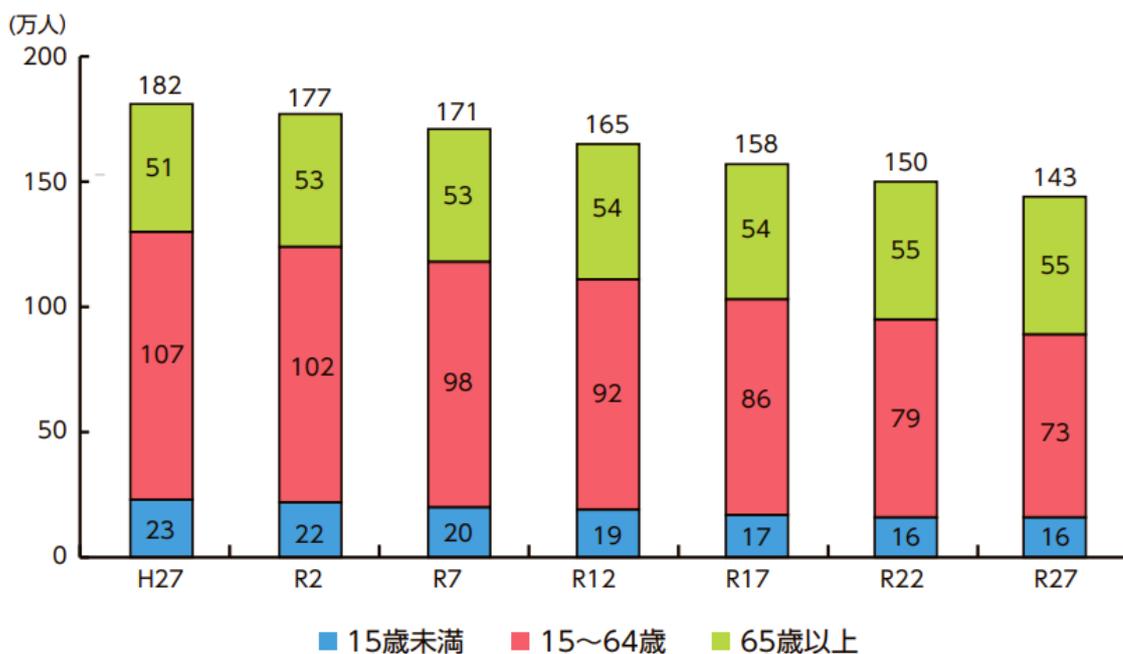
(単位：件)

領域	指摘	意見	計
1 学校教育の充実	-	3	3
2 教職員の人材確保	-	3	3
3 働き方改革の推進	-	4	4
4 学校教育に関する不適切な事務の執行			
（1）予算策定	-	2	2
（2）契約金額の妥当性	-	7	7
（3）契約事務の効率化	-	2	2
（4）業務完了検査	3	-	3
（5）債権管理	-	3	3
（6）システム管理	3	1	4
（7）固定資産管理	4	13	17
（8）資金管理	-	1	1
5 学校諸費等の取り扱い	5	2	7
計	15	41	56

1 学校教育の充実

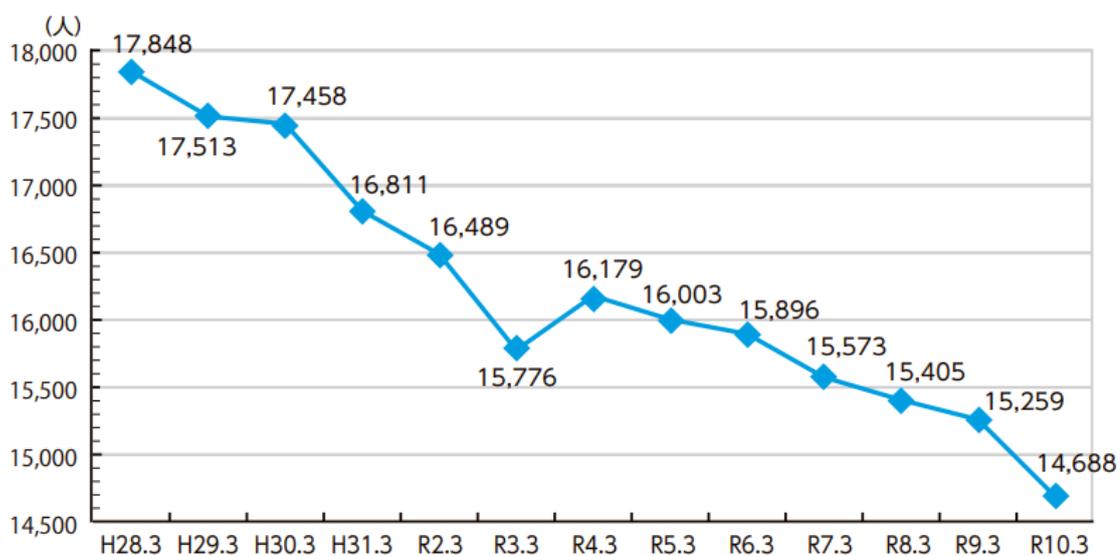
県の総人口は、【図表3-1-1】及び【図表3-1-2】のとおり、令和7年には171万人に、令和27年には143万人に減少し、県内の中学校卒業生数は、令和10年には14,688人まで減少することが見込まれている。

【図表3-1-1】



(出所：三重県教育ビジョン (令和2年度から令和5年度まで))

【図表3-1-2】 県内の中学校卒業生数の推移と予測



(出所：三重県教育ビジョン (令和2年度から令和5年度まで))

県では、「県立高等学校活性化計画（令和4年3月）」（資料6）小規模校における活性化の取組と総括的な検証において、1学年3学級以下の小規模の高等学校を対象に地元企業等でのインターンシップなどの「地域と連携した教育の充実」、町内通学者へのバスの無料化などの「市町からの小規模校支援策」及び学校ホームページの更新などの「学校の情報発信・PR活動」に取り組み、生徒の進路実現や、入学者の状況について総括的な検証を行った。その結果、今後、中学校卒業者が減少する状況をふまえ、現行の高等学校の配置の継続は困難と判断し、地域の活性化推進協議会において、1学年3学級以下の高等学校の統合に関する協議を進めているところである。

また、県の人口は北部地域に集中しており、1学年3学級以下の県立高等学校10校のうち、8校が南部の学校となっている。今後も、南部地域の生徒数の減少が想定されており、令和7年4月には、南部地域の紀南高校及び木本高校が統合し、熊野青藍高等学校が開校する予定である。

これらの取組について、学校教育の充実に関する次の（1）～（3）の意見を記載した。

（1）総合教育センターを拠点とした遠隔授業の実施について【意見】（本編P.74）

教職員定数は生徒の収容定員に基づいて定められるため、小規模校では、個々の生徒の進路希望等に合わせて多くの選択科目を開講したり、ティームティーチングや習熟度別指導などの多様な指導形態をとったりすることが難しい状況にある。

県では、北部の高校から南部の高校へのオンライン課外授業の配信を行っているが、配信校側の教員負担も少なくない状況である。遠隔授業を拡大していくにあたり、文部科学省の「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業における他県の取組」を参考に、総合教育センターにオンライン授業の配信機能を整備し、県内の高校への授業配信の検討を進めることが望ましい。

（2）県立高校へのふるさと納税等による寄付について【意見】（本編P.93）

SSH支援事業終了後の学校及びSSH指定以外の学校においても、魅力ある学校づくりが必要であることに変わりはなく、学校独自の特色のある様々な取組を充実させるため、事業費の確保が必要となる。そこで、事業費を確保する手段の一つとして、県が各県立高校への寄付を集める仕組みづくりを検討することが望まれる。

例えば、京都府、富山県及び鹿児島県ではふるさと納税で各学校の取組に寄付することができるようにしているので参考にされたい。

(3) 水産高校実習船「しろちどり」の積極的な活用について【意見】（本編 P.100）

水産高校の令和6年度入学者数は、定員を下回る状況である。

全国の水産高校は、近年は経費削減や生徒数の減少等に伴い、実習船の廃止や中・大型実習船から小型実習船への切替え、複数校による協働運営が行われている。

一方、三重県立水産高校では、生徒数の減少がある中、令和5年度に総工費27億円をかけて実習船「しろちどり」を更新し、漁業・航海・機関学習を行うだけでなく、令和6年8月には、四日市港みなと祭で一般公開され、体験航海を行っている。さらに、災害発生時における非常用通信手段の確保や物資の輸送等、被災地への支援を目的とした連携協定をKDDI株式会社と締結しており、実習船の積極的な活用を行っている。

今後も実習船「しろちどり」には、子どもたちの防災意識を育む役割も期待されていることから、例えば、県内の市町教育委員会と連携し、中学校への出前授業や体験乗船など、引き続き、実習船の積極的な活用を検討することが望まれる。

2 教職員の人材確保

県の教員の不足状況は、令和6年度始業時には12名、6月1日時点には31名の教員が不足している状況である。これは、特別支援学級の増加や35人学級の導入、退職者の増加により、採用者数が増加し、常勤講師の多くは正規教員に合格しているものの、大量退職と大量採用による年齢構成の変化に伴い産休・育休取得者が増加していることによる講師の不足が大きな課題となっている。

また、令和6年度に実施した教員採用試験の申込倍率は3.5倍であり、採用予定数は確保できているものの、大学3年生を含む申込者数は2,086名と、年々減少傾向にあり、県では、働き方改革の他にも、教員がやりがいをもって生き生きと働き続けられる環境づくりを進めることにより、社会全体で教職の魅力を高め、県内で教員を志す人を増やしていく取組を進めている状況である。

これらの取組について、教職員の人材確保に関する次の(1)～(3)の意見を記載した。

(1) 教職員の早期退職制度見直しの必要性について【意見】（本編 P. 122）

令和5年度末に早期退職制度を利用した退職者は92名であった。

教員採用選考試験の申込者数は減少傾向にあり、今後も大幅な増加が見込めない状況において、教員の人材確保は重要な課題である。教職員の人材確保のため定年延長を進めていく状況において、割増退職金を支給して早期退職を募る制度は、教員の人材不足をより悪化させる可能性がある。

そのため、中長期の人員計画に基づき、早期退職制度の目的を整理し、対象者の条件ごとに年齢構成の適正化がどの程度改善するかなどの施策の実施効果の検証を行い、廃止、又は対象者の条件をより限定するなどの対応が望まれる。

なお、県教育委員会は、令和6年度の早期退職者の募集を行わないこととしている。

(2) 教員免許を持つ人材との接点を保持するための施策の実施について【意見】（本編 P. 124）

教職員や非常勤教職員が退職する際に、今後も働く意思が明確な場合は、非常勤勤務の候補者として連絡先の登録を行うが、退職する際に働く意思が明確でない場合は、連絡先の登録を行わないため、将来、本人が働く意思を持った際に、再度教職員として働くことが選択肢とならず、他業種に就職してしまう可能性がある。

県の教育に緩やかに関わっていく人材の確保を目的に、退職者と緩くつながる退職者ネットワークを組織し、交流や業務の依頼を行うことが可能な人材の裾野を広げていくことが望ましい。

(3) 非常勤教職員の採用相談会のオンライン開催について【意見】（本編 P. 120）

非常勤教職員のニーズは今後高まっていくことが想定される。

退職者以外へのアプローチとして相談会が対面形式で行われているが、非常勤での勤務希望者は、育児や介護による時間的な制約があり、日程の都合が合わず参加できない可能性や、応募の意思が明確でない場合に、対面形式の相談会は参加のハードルが高いと感じて参加しない可能性が考えられる。そこで、より多くの方が参加しやすいように、相談会のオンライン形式での開催を検討することが望まれる。

3 働き方改革の推進

教職員の労働時間の長時間化は、学校においてより効果的な教育活動を持続的にやっていく上で大きな課題となっており、国においても教職員の働き方改革に向けた対策の検討が進んでおり、令和2年度以降、時間外労働について年 360 時間、月 45 時間の上限を各教育委員会において規則等で定め、それを遵守するための業務の削減や必要な環境整備等の取組を実施することが求められている。

県においても、教職員の負担軽減を図り限られた時間の中で授業の改善や子どもたちと向き合う時間を確保することを目的に、学校における働き方改革の取組を進めており、県の教職員の時間外在校時間が月 45 時間を超える教職員の人数は減少傾向にあり、全国平均を下回っているものの、一定数残存する状況である。

県では、教育ビジョンの基本施策5「地域との協働と信頼される学校づくり」において、「4 学校における働き方改革の推進」を掲げ、「教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で授業の改善や子どもたちと向き合う時間を確保しながら、日々の生活の質や教職員としての人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を持続的にやっていく」こととしている。

時間外在校時間が月 45 時間を超える教職員の割合は、教育施策大綱及び教育ビジョンの数値目標としては設定されていないが、当然に0%を目指すべき目標であり、教育施策大綱及び教育ビジョンにおいて数値目標として設定することも考えられる。

県では、時間外労働時間削減に向けた取組として、学校及び教職員が担う業務の明確化・適切化を進め、各種課題対応のための専門家や外部人材の活用を進めている。

これらの取組について、働き方改革に関する次の(1)～(4)の意見を記載した。

【図表3-3-1】時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員の月平均人数の推移

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R5 と R1 の比較
小学校	1,282 人 (18.1%)	678 人 (9.6%)	631 人 (9.0%)	648 人 (9.3%)	626 人 (9.2%)	51.2%減
中学校	1,484 人 (39.2%)	883 人 (23.3%)	873 人 (23.0%)	1,070 人 (28.2%)	1,088 人 (28.7%)	26.7%減
県立学校	542 人 (12.4%)	235 人 (5.0%)	253 人 (5.6%)	422 人 (9.3%)	397 人 (9.0%)	26.8%減

※ 括弧内は校種ごとの全ての教職員に対する割合

(出所：教育委員会作成資料)

【図表 3-3-2】時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員の状況の全国との比較

		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
小学校	三重県	20.6%	9.1%	10.7%	11.3%
	全国平均	39.6%	25.6%	31.4%	29.8%
中学校	三重県	43.4%	19.2%	28.7%	27.6%
	全国平均	53.8%	33.9%	45.4%	44.1%
県立学校	三重県	18.8%	5.4%	9.2%	16.4%
	全国平均	41.6%	22.1%	31.0%	31.8%
特別支援学校	三重県	1.8%	0.7%	1.7%	1.3%
	全国平均	18.9%	9.4%	14.8%	14.7%

※ 「令和 4 年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果」
（文部科学省）を基に作成

※ 令和元年度から令和 4 年度までの 4 月から 8 月の時間外在校等時間を比較
（出所：教育委員会作成資料）

(1) みえスタディ・チェックの設問作成の委託について【意見】（本編 P. 68）

みえスタディ・チェックが開始してから 10 年以上経過し、その間に GIGA スクール構想が始まり、デジタルドリルなどのツールも充実しており、必ずしも県が独自で設問を作成する必要性は高くないと考えられる。そのため、効率化の観点から、設問作成工数を把握した上で、みえスタディ・チェックの設問作成を委託する可能性を検討することが望ましい。

(2) 電話対応時の録音機能の活用について【意見】（本編 P. 82）

学校にかかってきた電話の内容やニュアンスを正確に伝達し、事後的な検証を可能とするため、事前に通知した上で録音することを検討することが望ましい。

(3) スクール・サポート・スタッフの人材確保について【意見】（本編 P. 82）

スクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）は、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、教員の業務の支援に従事し、負担軽減を図る支援スタッフである。

データの入力、加工といったデータ処理業務は増加傾向にあり、業務負担が重くなる傾向があるものの、データ処理業務に対応できる人材の確保が難しい状況である。

県教育委員会では、ハローワークにて求人を行っているが、教員の負担軽減のために必要な人材を確保するため、県教育委員会のホームページへの掲載や学校

における保護者への情報提供など、効果的な募集を行うための工夫が望まれる。

(4) GIGA スクールサポーターのオンライン支援について【意見】（本編 P.98）

県では、県立学校での ICT 環境の効果的な活用を促進するため、各校に GIGA スクールサポーターを派遣しており、教職員は月 1～2 回のサポーター訪問時にサポートを受けている状況である。

県には、ヘルプデスクも設置しているが、利用者からのハードウェア、ソフトウェアの問い合わせ対応、簡易マニュアル作成及びパソコンの配備・管理サポートなど、機器やネットワークに関するものであり、具体的な活用方法に関する相談には対応していない。

教職員への適時のサポートを可能とするため、ヘルプデスクにも具体的な ICT の活用方法に関する相談に対応できる体制を整え、オンライン支援の導入を検討することが望ましい。

4 学校教育に関する不適切な事務の執行

教育は、個人の精神的な価値の形成を目指して行われるため、その内容が中立公正であることは極めて重要であり、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派の影響から中立性を確保することが必要である。

そのため、政治的中立性の確保の観点から、教育委員会は、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保することにより、行政委員会の一つとして、首長から独立した機関を置き、教育行政を担当することとされている。

また、教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要であるため、地域住民の意向の反映の観点から、学校の自主性が尊重されている。

このように、教育委員会の県組織からの独立性や学校の自主性が重視される状況の中、学校教育に関する不適切な事務の執行に関する次の（１）～（８）の指摘及び意見を記載した。

(1) 予算策定

ア 県立高等学校に係る修繕費の予算執行科目について【意見】（本編 P.58）

県立高等学校において、本来「校舎その他修繕費」で執行すべき修繕費を、予算不足を理由として「校舎その他建築費」予算から執行していた。

予算策定時においても、主に修繕による原状回復が想定される「校舎その他修繕費」と、固定資産の増加や機能向上が想定される「校舎その他建築費」は、予算の妥当性を検証する際の切り口が異なると考えられる。

「三重県立学校施設長寿命化計画（令和2年3月、令和6年3月改定）」の目的である「学校施設の維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減と予算の平準化」を事後検証するためにも、修繕費については適切に分けて予算管理することが望ましい。

イ 校舎その他修繕費の予算区分について【意見】（本編 P.64）

「特別支援学校費」の予算設定があるにもかかわらず、特別支援学校に係る予算を「高等学校費」に含めてしまうと、「高等学校費」は高等学校に係る予算を表すものではなくなるため、特別支援学校に係る予算は、「特別支援学校費」にて予算計上・予算執行すべきである。

なお、予算区分することにより、非効率な事業運営となることが想定されるのであれば、規模の小さい学校の修繕費の予算を集約して教育総務費に予算計上することも一案である。

(2) 契約金額の妥当性

ア 適切な予定価格の設定について【意見】（本編 P.87）

総合教育センター管理運営費の三重県総合教育センター樹木伐採作業委託について、少額随意契約においても予算の効率的な執行は重要であり、あらかじめ設定した予定価格と事業者が算定した見積金額とを比較することによって、価格が適当かどうかを判断し相手方を決定することが望ましい。

イ 一者入札の原因分析と改善策について【意見】（本編 P.62、80）

特別支援学校統合寄宿舎建設時の電話設置工事及びネットワークの構築・更新にかかる業務が一者入札となっており、電話設置工事については、予定価格で落札されていた。一者入札となった要因については分析を行い、改善点があると認められる場合には、改善策を講じ、より競争性・公平性が高い入札となることが望まれる。

ウ 契約手続の公平性・経済性について【意見】（本編 P. 85、130）

予定価格が 10 万円未満の随意契約は、見積合せを省略することができるが、同一年度に同一事業者と同種複数締結されている契約が見受けられた。

公平性の観点から、随意契約を 10 万円未満に分けて発注していないことが証明できる書類を保管することが望ましい。

また、経済性の観点から、まとめて発注することにより、価格を下げるができる可能性がないか検討することが望ましい。

エ スクールバスの調達方針の検討について【意見】（本編 P. 111）

スクールバスの調達方針について、購入とリースのどちらに経済的合理性があるかを適切に検討できていないため、スクールバスのリース料と購入した場合のバスの本体価格とランニングコストの合計を比較することにより、スクールバスの調達方針を検討することが望まれる。

オ 特別支援学校のスクールバスへの広告について【意見】（本編 P. 113）

特別支援学校のスクールバスの年間広告掲載料は 40,000 円であるのに対し、県有スクールバスへの広告貼付業務委託料は 59,400 円となり、仮に 1 年で広告掲載が終了した場合には、赤字となる。財源確保も目的とするスクールバスへの広告であることから、広告料の見直しや解約不能期間の設定等が望まれる。

(3) 契約事務の効率化

ア 消防用設備等の法定点検業務の契約事務の集約について【意見】（本編 P. 66）

消防用設備等の法定点検に係る委託契約は、11 地区に分けて点検業務を委託しているが、令和 5 年度の委託先は 3 社のみと限定的である。そのため、契約事務の効率化の観点から、自家用電気工作物の保安全管理委託や都市計画区域などを参考にして、エリアを集約して委託先を選定することが望ましい。

イ パソコン教室の情報教育機器設備リース契約事務の効率化について【意見】（本編 P. 104）

県立学校のパソコン教室の情報教育機器設備については、授業カリキュラムにより必要な仕様が学校ごとに異なることから、各学校にてリース先を選定し、契約を行っている。

契約期間については、年度別にグループ化されているものの、契約日付が学校によって異なることから、管理上煩雑である。そのため、今後の契約を更新する際には、契約日付を合わせる等の契約事務の効率化を図ることが望まれる。

(4) 業務完了検査

ア 委託先から提出された車両管理簿の適切性の確認及び給食委託業者の研修実績報告書の提出状況の確認について【指摘】（本編 P. 116、149）

特別支援学校給食配送業務委託において、県所有の車両が業務以外の目的で利用されることなく、適切に利用されていることを確認するため、委託先から提出された車両管理簿に不備がないことを確認すべきである。

また、松阪あゆみ特別支援学校の給食調理業務委託において、調理員に対する研修は、食品安全の確保や栄養バランスに関する知識の習得、調理技術の向上に資するものであり、特に調理員に対する衛生管理研修は、安全安心な給食の提供に不可欠なものである。研修実施報告書は、調理員に対する研修が年間研修計画書どおりに確実に実施されていることを確認するための重要な資料であるため、確実に入手した上で、研修の実施状況を確認すべきである。

イ 業務完了報告書受理後 10 日以内の検査の実施について【指摘】（本編 P. 117）

特別支援学校給食配送業務委託に関する仕様書第 9 条（検査）において、委託業務が完了したときは、業務完了報告書を受理後、10 日以内に検査を行うものとされているが、10 日以上経過した日付で検査が行われているものがあつたため、10 日以内に完了できるよう留意すべきである。

(5) 債権管理

ア 長期滞留債権の総額の把握について【意見】（本編 P. 106）

進学奨励事業は貸与事業としての役割を終え、現在は貸付金の未収金の債権管理事務を行っている。令和 5 年度末時点の未収金残高は、高等学校等進学奨励金返還金が 16,936,567 円（1,442 件）、大学等進学資金貸付金が 2,907,000 円（47 件）であり、回収金額より回収コストの方が高くつく可能性がある。

債権管理要綱第 7 条には、督促状送付後、一部の返還がされないまま 3 年以上経過する債務者に対して、法的措置の検討を行う旨規定されているため、該当する債権金額を把握し、法的措置を検討することが望まれる。

イ 債権放棄の検討について【意見】（本編 P. 71）

滞納されている奨学金に対する債権のうち、最も古いものは平成 15 年度のものであり、貸付開始から 30 年近くが経過しており、連絡先が不明な債権も含まれており、令和 5 年度末時点の未収金残高は、51,321,273 円（783 人）である。回収可能性が低い債権を管理する人件費等の回収コストの発生も想定されることから、できる限り回収を試みた上で、回収が不能と考えられる債権については、一定の

基準を設けて、債権放棄を検討することが望まれる。

ウ 債権回収方法の多様化について【意見】（本編 P. 73）

県では令和 8 年 9 月までに、国から重点的に要請のあった「公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金」の収納について、二次元コードを活用した新たな公金収納方法の導入が検討されている。奨学金の返済について、現在選択可能な支払方法は、口座振替と払込票による支払い（コンビニ払い・銀行払い）の 2 種類あるが、収納率向上を目的として、二次元コード決済やクレジットカード払いなど、支払い方法の多様化を検討されたい。

（6）システム管理

ア 安全なログインパスワードの設定及び定期的な変更について【指摘】
（本編 P. 79、81、149）

教職員人事管理システムへのログインパスワードについて、「三重県電子情報安全対策基準 情報セキュリティ対策基準 6.4.3 パスワードの管理」に定める「パスワードは十分な長さとし、想像しにくい組み合わせにすること」というルールを満たさないものとなっていたため、形式的な桁数の要件を満たすだけでなく、その文字列の組み合わせは無作為にするなど想像しにくい組み合わせとすべきである。

また、ネットワーク及び PC へのログインパスワードについて、「三重県電子情報安全対策基準 情報セキュリティ対策基準 6.4.3 パスワードの管理」に定める 1 年に 1 度の変更を実施していなかったため、県で定めたルールに従った運用が求められる。なお、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）から、パスワードを定期変更する必要はなく、流出時に速やかに変更する旨が 2023 年に示されており、県は今年度中にパスワードの定期変更を不要とするよう、三重県電子情報安全対策基準の見直しを行うこととしている。

イ EDR のログの分析について【意見】（本編 P. 80）

サーバーやパソコンの不審な挙動を検知し、迅速かつ適切な対応を取ることができるよう EDR（Endpoint Detection and Response）が導入されているが、蓄積されたログの分析は行われていない。

導入された EDR では不正アクセスの検出及びその対応まで実施できているが、さらなる対応として、攻撃や不正な侵入の試みの頻度等、ログの分析等も行い、セキュリティ対策に万全を期す方策を探ることが望まれる。

(7) 固定資産管理

ア 水産高校における消防用設備点検で発見された不良箇所のフォローについて【指摘】（本編 P. 135）

水産高校の消防用設備点検で発見された不良箇所については、生徒の安全確保の観点から、速やかに対応すべきである。

イ 特別支援学校の空調、総合教育センター施設、特別支援学校スクールバス、水産高校施設、学校給食調理器具の更新について【意見】（本編 P. 62、90、111、128、136、140）

特別支援学校の空調設備には、前もって更新の必要性を認識していれば、8月の夏季休暇期間に工事が可能であり、生徒にも影響が少ない時期に実施できたとともに、随意契約ではなく一般競争入札などで、より安価な契約締結ができた可能性もあるため、今後は、耐用年数を超えた設備については保守や点検を実施し、更新や修繕の必要性を検討することが望まれる。

総合教育センター施設の老朽化、水産高校の水回りの漏水を含む老朽化への速やかな対応が望まれる。

特別支援学校スクールバスについては、今後も更新を進めるとともに、法定点検だけでなく、引き続き1日1回の運行の開始前の点検を十分に行い、生徒の安全性の確保に努めることが望ましい。

学校給食の調理器具等の更新については、現場担当者の判断に任せるのではなく、例えば、会計システムから耐用年数を超過している備品の一覧を出力し、当該備品に関する状態について確認や、注意喚起を実施するなど、異物混入が起こらないようリスク管理を強化するためにも県からも積極的に備品更新を促す取組を実施することが望まれる。

ウ 現物の無い資産について【指摘】（本編 P. 139）

物品管理状況一覧表に基づき、現物確認を行ったところ、下記状況が見受けられたため、適切かつ効率的な備品管理の観点から、物品管理状況一覧表を実態に合わせて適時に更新する必要がある。

・返品又は廃棄した備品にも関わらず、一覧から削除されていないもの

エ 物品管理状況一覧表の更新について【意見】（本編 P. 131、133、137、150、151、152）

物品管理状況一覧表に基づき、現物確認を行ったところ、下記状況が見受けられたため、適切かつ効率的な備品管理の観点から、物品管理状況一覧表を実態に合わせて適時に更新することが望まれる。

- ・保管場所を変更した際に登録を変更していないもの
- ・物品管理状況一覧表の保管場所と実際の保管場所が異なるもの
- ・5万円未満のため消耗品に該当するが、備品として登録されているもの
- ・利用見込みが不明なもの

オ 固定資産ラベルの貼付方法について【指摘】（本編P. 88、154）

借上物品やプロジェクターに管理ラベルが貼付されず、別途保管している状況であった。借上物品については、例えば、ラベルの素材をはがしやすいものに変えることや、備品の近くの壁や床にラベルを貼ること、または、物品管理状況一覧表のシステムより出力した借上物品の一覧表を各ロケーション単位で保管すべきである。また、プロジェクターについては、スイッチボックスに貼付するなど、資産管理責任を果たすためにも管理ラベルの貼り付けを徹底すべきである。

カ 備品の実地棚卸について【意見】（本編P. 88）

総合教育センターの物品管理状況一覧表に記載されている資産が実在することを確認することは資産管理責任を果たす上で当然に求められるものであり、実地棚卸に関するルールを定め、適切に運用していくことが望まれる。

（8）資金管理

ア 資金前渡に関する金銭受領書について【意見】（本編P. 150）

松阪あゆみ特別支援学校では、修学旅行における緊急時のタクシー代等の資金の前渡しをしているが、金銭受領書等の資金の受け渡しが適切に行われたことを証明することのできる書類の作成が行われていなかった。

一般的に、資金の受け渡しは、受渡し側と受取り側の認識齟齬が生じると大きな問題につながりやすく、慎重に行う必要がある。受渡し側と受取り側の双方を保護するためにも、金額、日付、現金受渡者、現金受取者等を記載した金銭受領書を作成することが望まれる。

5 学校諸費等の取り扱い

学校で取り扱う経費には、県費や国費などの公費と、生徒等あるいは保護者が負担する私費がある。私費については、学校諸費として公費と明確に区分することが「学校諸費等に関する取扱い要領（平成24年3月）（以下、この号において「要領」という。）に定められており、要領第3条において、学校諸費として分類する経費を定義している。

学校諸費については、要領第2条第3号において、効率的な執行を行うとともに、経費削減に留意し、保護者負担の軽減に努めることと、同条第4号において、生徒等

及び保護者への説明責任を果たすこととしている。

学校諸費等に関する取扱い要領

(基本的事項)

第2条 学校諸費等の取扱いに関する基本的事項は次の各号のとおりとする。

(3) 効率的な執行を行うとともに、経費削減に留意し、保護者負担の軽減に努めること。

(4) 校長及び職員（公立学校職員の給与に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）第2条第1項第1号及び第2号に掲げる者のうち校長を除いた者及び県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和37年三重県条例第2号）第1条に定める者をいう。以下同じ。）は、生徒等及び保護者への説明責任を果たすとともに、処理結果等について情報提供に努めること。

そのため、各県立学校では要領第10条第1項に基づき、「学校諸費等自己点検表」を用いた会計自己点検を毎年実施し、点検結果を教育委員会に報告することとなっている。

これらの取組について、学校諸費等の取り扱いに関する次の(1)～(6)の指摘及び意見を記載した。

(1) 生徒会費決算期間の未設定について【指摘】（本編P.142）

令和元年度から令和5年度までの生徒会決算書を確認したところ、会計監査報告日付が3月中の日付となっており、日付も年度によって異なっていた。

保護者負担の軽減のために効率的な執行を検討する際、決算数値の年度比較により、現状分析を行うことが考えられるが、会計期間が定められておらず、年度によって会計期間が異なる場合、年度間の比較可能性を失い、適切な現状分析による効率的な執行を行うことが難しくなる。また、生徒等及び保護者への説明責任を果たすために、定められた会計期間の収入及び費用を正確に計上する必要があるが、会計期間が定められていないと、信頼性のある決算報告を行うことが難しくなる。

そこで、例えば、会計期間を3月20日から3月19日までとするなど、「生徒会会則」にて実務に応じた会計期間を定め、信頼性のある生徒会決算書の作成が必要である。

(2) 日付が空欄の領収書及び過年度領収書の添付について【指摘】（本編 P. 134、147）

令和5年度の支出調書に日付が空欄のままの領収書や、過年度の領収書が添付されていた。

学校諸費に関する事務手続を適切に実施するため、領収書受領時に、形式に不備がないか確認する必要がある。

また、原則、支出した年度の費用として処理する必要がある、やむを得ず過年度分の支出が必要な場合は、通常の処理とは別に、例えば、生徒総会での承認を得るなどの対応を行う必要がある。

(3) 生徒会費で購入した備品の管理について【指摘】（本編 P. 143）

備品は、管理台帳や備品シールの貼付により、所在や管理者を明確にしておかないと、備品の紛失や盗難のリスクが高まる。また、教職員の交代時に備品の情報が引き継がれないことにより、購入した備品が活用されなかったり、二重で購入したりするリスクがある。このような状況では、効率的かつ適切な生徒会費の執行が行われているとは言えない。

そのため、生徒会費で購入した備品についても、県有の備品同様、管理台帳や備品シールの貼付による管理を行うべきである。

(4) 私費会計処理の効率化について【意見】（本編 P. 158）

学年単位で購入した際、購入を担当した教員は、支出目的と金額を記載した用紙を作成して各学級に配り、各学級会計では、それを支出時の証憑のように支出調書にのり付けしていた。

効率性の観点から、学年単位で購入した際の学級の負担額については、エクセルで一元管理したものを共有フォルダで管理し、各学級会計を担当する教員はそのファイルを見に行くなどの方法とするなどの改善が望ましい。

(5) 「学校諸費等自己点検表」の校内検査者記載漏れについて【指摘】（本編 P. 155）

令和5年度の給食会計の「自己点検表」を確認したところ、校内検査を行った者2名のどちらにも、氏名の記載が無かった。担当者に確認したところ、給食会計に対する校内検査は実施されており、単なる記入漏れであるとのことであった。

教育委員会事務局の検査を受ける際、「自己点検表」を総括した「学校諸費等検査結果表」を作成し、教育委員会事務局学校経理・施設課長に提出する必要がある。そのため、「自己点検表」は、「学校諸費等検査結果表」の根拠資料となる。

そのため、「学校諸費等に関する取扱い要領」に第11条第1項に従い、収支計算

書に関する校内検査が適切に行われたことの記録を残すため、点検結果の記載状況の不備について確認する体制を構築すべきである。

(6) 学校諸費等自己点検表への項目の追加について【意見】（本編P.54）

各県立学校では要領第 10 条第 1 項に基づく会計自己点検を毎年実施しているものの、「校長が学校諸費に指定しない部活動費」の必須実施事項の実施有無については「学校諸費等自己点検表」の項目にないため、点検項目として追加することが望ましい。

なお、(2) に記載した、領収書の不備についても、点検項目として追加することが望まれる。

6 指摘・意見一覧

包括外部監査の結果識別された指摘、意見について、【図表 3-6-1】のとおり一覧化した。

【図表 3-6-1】指摘・意見一覧

No.	細事業名称／指摘・意見	区分	領域	本編 頁数
《学校経理・施設課》				
1	高等学校運営費			
	ア 学校諸費等自己点検表への項目の追加について	意見	5 学校諸費等の 取り扱い (6)	54
2	特別支援学校運営費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
3	校舎その他建築費			
	ア 県立高等学校に係る修繕費の予算執行科目について	意見	4 (1) 予算策 定 ア	58
4	特別支援学校施設建築費			
	ア 工事の優先順位と工事の実施について	意見	4 (7) 固定資 産管 イ	62
	イ 特別支援学校統合寄宿舎建設時の電話設置工事における一者入札の原因分析と改善策について	意見	4 (2) 契約金 額の妥当性 イ	62
5	校舎その他修繕費			
	ア 校舎その他修繕費の予算区分について	意見	4 (1) 予算策 定 イ	64
6	財産管理事務費			
	ア 消防用設備等の法定点検業務の契約事務の集約について	意見	4 (3) 契約事 務の効率化 ア	66
《学力向上推進プロジェクトチーム》				
7	学力向上推進事業費			

No.	細事業名称／指摘・意見	区分	領域	本編 頁数
	ア みえスタディ・チェックの設問作成の委託について	意見	3 働き方改革の推進 (1)	68
《教育財務課》				
8	高校生等教育費負担軽減事業費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
9	高等学校等進学支援事業費			
	ア 債権放棄の検討について	意見	4 (5) 債権管理 イ	71
	イ 債権回収方法の多様化について	意見	4 (5) 債権管理 ウ	73
《教育政策課》				
10	教育改革推進事業費			
	ア 総合教育センターを拠点とした遠隔授業の実施について	意見	1 学校教育の充実 (1)	74
《教育総務課》				
11	学校情報ネットワーク事業費			
	ア ネットワークのログインパスワードの定期的な変更について	指摘	4 (6) システム管理 ア	79
	イ EDR のログの分析について	意見	4 (6) システム管理 イ	80
	ウ ネットワーク構築・更新業務の一人入札について	意見	4 (2) 契約金額の妥当性 イ	80
《教職員課》				
12	教職員人事管理システム運営費			
	ア 教職員人事管理システムの安全なログインパスワードの設定について	指摘	4 (6) システム管理 ア	81
13	学校における働き方改革推進事業費			
	ア 電話対応時の録音機能の活用について	意見	3 働き方改革の推進 (2)	82
	イ スクール・サポート・スタッフの人材確保について	意見	3 働き方改革の推進 (3)	82
14	少人数教育推進事業			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
《研修企画・支援課》				
15	総合教育センター管理運営費			
	ア 同一事業者に対する 10 万円未満の同種複数回契約の妥当性の検証について	意見	4 (2) 契約金額の妥当性 ウ	85
	イ 適切な予定価格の設定について	意見	4 (2) 契約金額の妥当性 ア	87
	ウ 備品の現地棚卸について	意見	4 (7) 固定資産管理 カ	88
	エ 借上物品の管理について	指摘	4 (7) 固定資産管理 オ	88

No.	細事業名称／指摘・意見	区分	領域	本編 頁数
	オ 施設の老朽化について	意見	4 (7) 固定資 産管理 イ	90
《高校教育課》				
16	高等学校学力向上推進事業費			
	ア 県立高校へのふるさと納税等による寄 付について	意見	1 学校教育の充 実 (2)	93
	イ GIGA スクールサポーターのオンライン 支援について	意見	3 働き方改革の 推進 (4)	98
17	実習船運営費			
	ア 実習船「しろちどり」の積極的な活用 について	意見	1 学校教育の充 実 (3)	100
18	情報教育充実支援事業費			
	ア パソコン教室の情報教育機器設備リー ス契約事務の効率化について	意見	4 (3) 契約事 務の効率化 イ	104
19	多文化共生社会のための外国人児童生徒教 育推進事業費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
《人権教育課》				
20	進学奨励事業費			
	ア 長期滞留債権の総額の把握について	意見	4 (5) 債権管 理 ア	106
《生徒指導課》				
21	スクールカウンセラー等活用事業費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
22	いじめ対策推進事業費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
23	不登校対策事業費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
《特別支援教育課》				
24	特別支援学校スクールバス整備事業費			
	ア スクールバスの更新について	意見	4 (7) 固定資 産管理 イ	111
	イ スクールバスの調達方針の検討につい て	意見	4 (2) 契約金 額の妥当性 エ	111
25	特別支援学校スクールバス等運行委託事業 費			
	ア 特別支援学校のスクールバスへの広告 について	意見	4 (2) 契約金 額の妥当性 オ	113
26	特別支援学校学習環境等基盤整備事業費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
27	特別支援学校給食配送業務委託事業費			

No.	細事業名称／指摘・意見	区分	領域	本編 頁数
	ア 委託先から提出された車両管理簿の適切性の確認について	指摘	4 (4) 業務完了検査 ア	116
	イ 業務完了報告書受理後 10 日以内の検査の実施について	指摘	4 (4) 業務完了検査 イ	117
28	特別支援学校就学奨励費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
《福利・給与課》				
29	高等学校人件費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
30	高等学校報酬等			
	ア 非常勤教職員の採用相談会のオンライン開催について	意見	2 教職員の人材確保 (3)	120
31	教職員健康支援事業費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
32	県立学校教職員健康管理対策費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
33	教職員退職手当			
	ア 教職員の早期退職制度見直しの必要性について	意見	2 教職員の人材確保 (1)	122
	イ 教員免許を持つ人材との接点を保持するための施策の実施について	意見	2 教職員の人材確保 (2)	124
34	電算システム管理費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
35	小学校教職員旅費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
36	中学校教職員旅費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
《保健体育課》				
37	みえ子どもの元気アップ部活動充実事業費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
38	県立学校給食の衛生・品質管理事業費			
	ア 県からの備品更新を促す取組について	意見	4 (7) 固定資産管理 イ	128
39	県立学校児童生徒等健康管理事業費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
《県立学校現地視察》				
40-1	《久居高等学校》			
	ア LED 照明設置工事の計画的な工事の施工について	意見	4 (2) 契約金額の妥当性 ウ	130
	イ 物品の管理状況について	意見	4 (7) 固定資産管理 エ	131

No.	細事業名称／指摘・意見	区分	領域	本編 頁数
	ウ 利用見込みが不明な物品について	意見	4 (7) 固定資産管理 エ	133
	エ 日付が空欄の領収証について	指摘	5 学校諸費等の取り扱い (2)	134
40-2	《水産高等学校》			
	ア 消防用設備点検で発見された不良箇所のフォローについて	指摘	4 (7) 固定資産管理 ア	135
	イ 学校施設の水回りの老朽化について	意見	4 (7) 固定資産管理 イ	136
	ウ 物品管理状況一覧表と異なる場所に保管されていた資産について	意見	4 (7) 固定資産管理 エ	137
	エ 現物の無い資産について	指摘	4 (7) 固定資産管理 ウ	139
	オ 施設の老朽化について	意見	4 (7) 固定資産管理 イ	140
	カ 生徒会費決算期間の未設定について	指摘	5 学校諸費等の取り扱い (1)	142
	キ 生徒会費で購入した備品の管理について	指摘	5 学校諸費等の取り扱い (3)	143
	ク 過年度領収書の添付について	指摘	5 学校諸費等の取り扱い (2)	147
40-3	《松阪あゆみ特別支援学校》			
	ア 特別支援教育就学奨励費のデータを管理するPCのパスワード管理について	指摘	4 (6) システム管理 ア	149
	イ 給食委託業者の研修実績報告書の提出状況の確認について	指摘	4 (4) 業務完了検査 ア	149
	ウ 資金前渡に関する金銭受領書について	意見	4 (8) 資金管理 ア	150
	エ 物品管理状況一覧表の保管場所の設定について	意見	4 (7) 固定資産管理 エ	150
	オ 物品管理状況一覧表の保管場所名称について	意見	4 (7) 固定資産管理 エ	151
	カ 物品管理状況一覧表と異なる場所に保管されていた資産について	意見	4 (7) 固定資産管理 エ	152
	キ 備品のラベル管理について	指摘	4 (7) 固定資産管理 オ	154
	ク 「学校諸費等自己点検表」の校内検査者記載漏れについて	指摘	5 学校諸費等の取り扱い (5)	155
	ケ 私費会計処理の効率化について	意見	5 学校諸費等の取り扱い (4)	158

